仙台市敬老乗車証条例の一部を改正する条例

仙台市敬老乗車証条例（平成十四年仙台市条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項を同条第五項とし、同条第二項中「敬老乗車証」を「ＩＣカード」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

４　回数券の券面金額及び回数券の交付の単位は、市長が定める。

第二条第一項中「範囲内」の下に「（回数券にあっては、当該回数券の券面金額）」を加え、「第六条」を「第七条」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

敬老乗車証の種類は、ＩＣカード及び回数券とする。

第三条中「交付対象者」を「交付の対象となる者（第五条において「交付対象者」という。）」に改める。

第四条に次の二項を加える。

２　前項の規定は、ＩＣカードに記録されている金額（次条、第六条及び第八条第二項において「ＩＣカード残高」という。）を増額させようとする者について準用する。

３　前項において準用する第一項の規定による申請は、千円を単位として行うものとする。

第五条を次のように改める。

（上限額）

第五条　交付対象者が交付を受けることができる回数券の額及び増額させることができるＩＣカード残高の合計額は、毎年十月一日から翌年九月三十日までの期間ごとに、十二万円を限度とする。

第十条を第十一条とする。

第九条第一号中「第七条第二項」を「第八条第二項」に改め、同条を第十条とし、第八条を第九条とする。

第七条第一項中「第九条第三号」を「第十条第三号」に改め、同条第二項中「利用可能金額」を「ＩＣカード残高」に改め、同条を第八条とし、第六条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

（負担割合）

第六条　回数券の交付又はＩＣカード残高の増額の申請をした者は、敬老乗車証に係る事業に要する費用に充てるため、当該申請の際、交付を受けようとする回数券の額又は増額させようとするＩＣカード残高に百分の二十五の範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額を負担しなければならない。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和八年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

２　改正後の仙台市敬老乗車証条例（以下この項において「改正後の条例」という。）の規定による回数券の交付のため必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても、改正後の条例の規

定の例により行うことができる。この場合において、改正後の条例第六条中「の際」とあるのは、「の際（当該申請が回数券の交付に係るものである場合にあっては、当該申請に係る回数券の交付を受ける際）」と読み替えるものとする。